

令和7年度 まつえ天神川学園 松江市立雑賀小学校 学校いじめ防止基本方針

(R7. 8. 改定)

1 まつえ天神川学園 めざす15歳像

お互いに認め合い 夢と希望いっぱい 未来を切り拓くこども

(1) 取り組みの重点

- 思いやりの心をもって周りの人たちと温かく関わろうとするこどもたちの育成
 - ・お互いを認め合い、関わり合う力の育成。
- 人権教育及び特別支援教育の推進・充実。
- 基本的な生活習慣を身に付けたこどもたちの育成
 - ・「あいさつ・そうじ・言葉遣い」の定着
 - ・不登校児童の減少
 - ・メディアと適切に付き合う力をもつ
- 学力の向上
 - ・学びを深めるための対話場面を取り入れた授業実践
 - ・基礎学力の定着。家庭学習の習慣化。学習準備、チャイムスタートの推進

(2) 具体的な取組

- | | |
|--------------------|----------------------|
| ○三中一日体験入学の実施 | |
| ○人権標語の作成 | ○人権教育をテーマとした授業公開日の開催 |
| ○「家庭学習の手引き」を活用した指導 | ○朝読書の取組や読書週間の設定 |
| ○あいさつ強化週間の設定 | ○メディアコントロールウィークの開催 |
| ○情報モラル教育の推進 | ○地域行事への参加 など |

2 松江市立雑賀小学校 学校教育目標

豊かな人間性を持ち、自ら学び、人とかわりながら、たくましく生きる子どもの育成

(1) めざすこども像

- 本気で勉強するこども
- 元気に運動するこども
- 仲よく活動するこども

(2) 生徒指導目標

こども一人一人を大切にするとともに、一人一人のもっているよさを伸ばし、社会の一員として望ましい方向に進むように支援・指導する。

3 松江市立雑賀小学校 いじめ防止基本方針

(1) はじめに

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめからこどもたちを救うために、学校・家庭・地域や教育委員会等関係諸機関が一体となって取り組み、また「いじめは絶対にゆるされない卑劣な行為であること」「いじめはどの子にも、どの学校・学級でも起こり得る」という認識を一人一人の大人がもち、「いじめの未然防止」「早期発見」「早期対応」に努める。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条より）

※ けんかやふざけ合いであっても「いじめ」にあたるかどうかを判断する。

- ※ いじめの構造を理解する。 被害者←加害者←観衆←傍観者←環境
- ※ いじめが解消している状態を理解する。少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ①いじめに係る行為が止んでいること → 期間の目安は3ヶ月。
 - ②被害を受けたこどもが心身の苦痛を感じていないこと → 面談等で確認。
- ※ インターネット上のいじめについて細心の注意を払う。ネット上のいじめは、民事上、刑事上の問題に発展する可能性があるということを理解する。
- ※ 教職員は、いじめを発見、または相談され、情報を抱え込むことは法律に違反するということを理解する。

(3) いじめの未然防止

- 安心して発表できる学習集団づくり
 - ・ 学びに向かう集団づくり
 - ・ 意欲的に取り組む授業づくり
- 特別活動の充実
 - ・ 委員会活動など児童会の活動と、生徒指導の取組をリンクさせる。
 - ・ 縦割り班活動の充実を図る。
- 教育相談の充実
 - ・ 面談の定期開催
 - ・ アンケート QU の活用
- 人権教育の充実
 - ・ 児童会による取組（生活目標・人権集会）
 - ・ 講演会等の開催
 - ・ 人権教育に関する授業の充実
- 道徳教育の充実
 - ・ 問題解決型の授業を行っていく。
 - ・ モラルジレンマ教材を扱っていく。
 - ・ 道徳的行為に関する体験的な学習を重視する。
- 情報教育の充実
 - ・ アンケートによる実態把握と対策
 - ・ 情報モラル教育の指導の充実を図る。
 - ・ SNS など正しく情報活用できるよう指導の充実を図る。
- 特別支援教育の充実
 - ・ 特別な配慮や支援を要する児童に対する理解教育を全児童に行う。
- 保護者・PTA・地域との連携
 - ・ 学校いじめ防止基本方針等の周知（ホームページ掲載・保護者会での説明）
 - ・ 啓発活動
 - ・ 学校公開の実施
 - ・ 学校評価の活用
 - ・ 保護者会の開催
 - ・ 公民館との連携
- 関係機関との連携
 - ・ 情報共有
 - ・ 警察との連携
 - ・ 児童相談所との連携
 - ・ 医療機関との連携
- 職員研修の実施と充実
 - ・ 計画的な研修
 - ・ 定期的な情報の共有
 - ・ 「いじめ問題への学校の取組振り返りシート」による実態把握と情報共有

(4) いじめの早期発見

- 情報の収集
 - ・ 教職員の観察による気づき
 - ・ 養護教諭からの情報
 - ・ 相談や訴え（児童・保護者・地域等）
 - ・ アンケートの実施（定期）
 - ・ 各種調査の実施
 - ・ 面談の定期開催（児童・保護者等）
- 相談体制の確立
 - ・ 相談窓口（教頭）の設置・周知
- 情報の共有
 - ・ 報告経路の明示
 - ・ 報告の徹底
 - ・ 職員会議等での情報把握
 - ・ 要配慮児童の実態把握
 - ・ 進級時の引き継ぎ

（５）いじめに対する対応

<対応の基本>

※さ…最悪を想定して し…慎重に す…素早く せ…誠意をもって そ…組織を挙げて対応

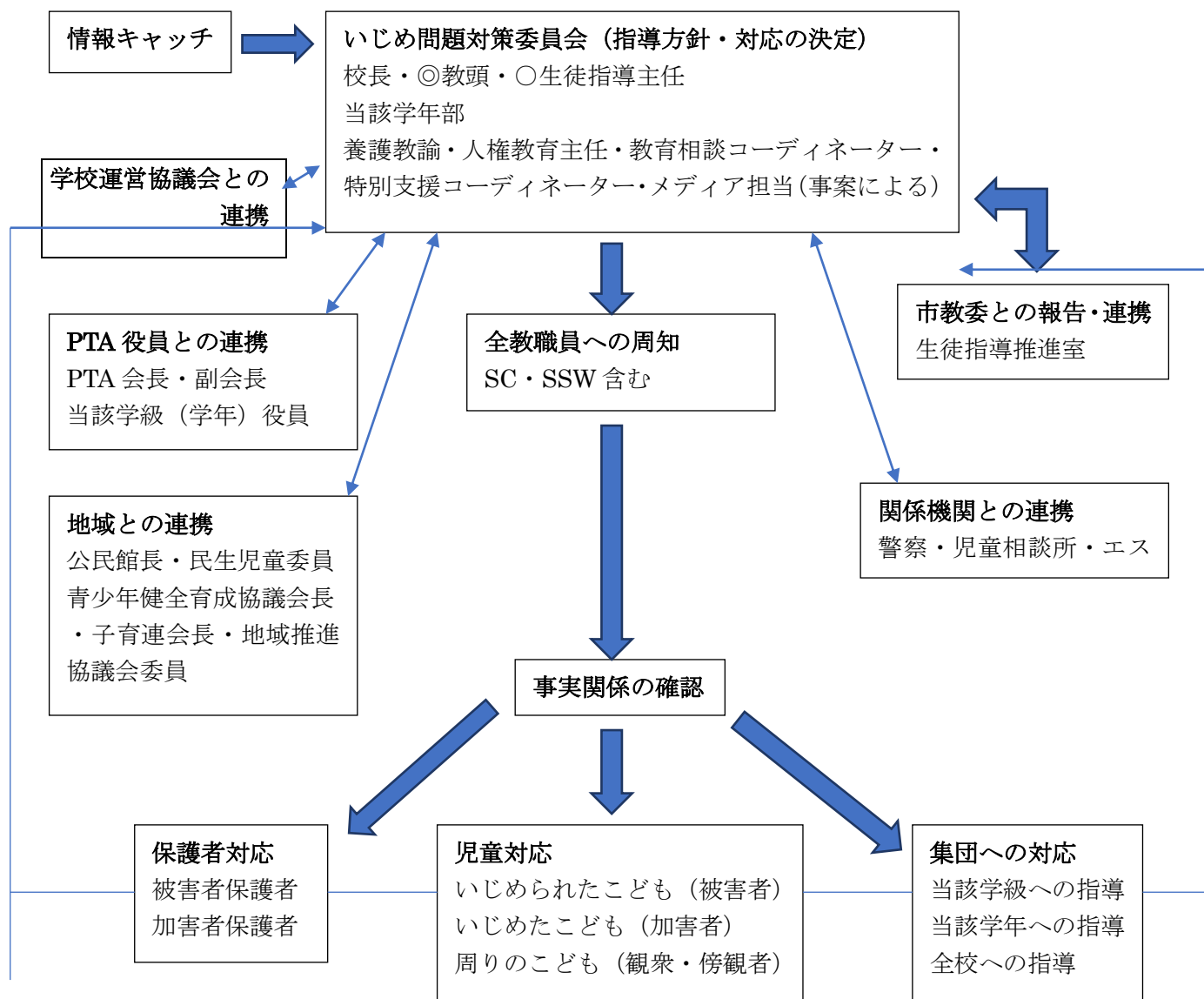
※被害者児童…心の安定を 最後まで守り抜く姿勢

※加害者児童…背景を知るための傾聴 毅然とした対応 粘り強い指導 被害者への謝罪 観察継続

※周りのこども…いじめを容認していることへの理解 指導の継続

※被害者保護者…事実関係の説明・謝罪 今後の指導方針と対応の説明 連携強化

※加害者保護者…事実関係の説明（いじめは決して許されない行為） 毅然とした姿勢 相手への謝罪



（６）重大事態への対応

＜重大事態の意味（法第２８条）＞

① いじめにより当該学校に在籍する子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより当該学校に在籍する子どもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

●児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申立てがあったときは、学校にその認識がなくとも、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

★いじめにより重大事態が発生した場合は、市教委へ迅速に報告し、市教委の全面的な指示のもと、連携して対応にあたる。

